

1990年代の所得減税と家計消費[†]

中村 洋一

(法政大学工学部教授)

1. はじめに

1990年代は大幅な所得減税が繰り返された時期であった。94年の5.5兆円規模の「特別減税」に始まった大規模な減税は、99年の「恒久的な減税」で恒久化されるまで繰り返された。この結果、国民経済計算（95年基準）による家計の所得税の納税額は、雇用者報酬の低迷ともあいまって、90年度の34.5兆円から94年度の29.0兆円へ、さらに99年度には23.8兆円へと、10兆円以上も減少した。

減税措置の推移を簡単に振り返ると、95年には前年の特別減税が2兆円規模に縮小の上で継続されるとともに、97年に引き上げられた消費税に対応する先行減税としての制度減税が3兆円規模で実施された。これは96年にも継続されたが、97年は実施が見送られた。98年には激しい金融システムの動揺に対する安定化策の一環として、2月に2兆円規模の定額減税が実施され、さらに4月の「総合経済対策」により定額減税の2兆円の追加が決定された。99年には、これらを恒久化するものとして、制度減税と20%の定率税額控除の組み合わせが導入された。

以上の減税措置はその性格（所得控除額や課税所得の税率区分を変更する恒久減税か、定率あるいは定額の税額還付による一時的減税か）や最高限度額などにおいて、かなり異なるものであり、家計の消費支出に対してどのような影響を与えたか検証しておくことは、今後の日本の財政再建に向けて、租税政策を考える上で意味があると考えられる。

所得減税が家計消費に及ぼす影響についてはアメリカを中心に研究が蓄積されている。家計消費に関する標準的なライフサイクル/恒常所得仮説が示唆するところは、予期される所得の変化は、それが実際起こるときに消費に影響を与えないこと、また、消費を変化させるのは恒常的な所得変化であり、一時的な所得変化は影響を持たないということである。アメリカでの分析においては、一時的減税の効果は恒久減税のそれに比べて1/2強の影響しか持たないこと（Blinder 1981）、75年の税還付のうち20～25%程度のみが非耐久財およびサービス消費に向けられたこと（Poterba 1988）、減税分を消費に充てる家計の割合は小さく、貯蓄に向ける傾向が強い（Shapiro and Slemrod 1995, 2003）、家計は減税の実施が公表される時点ではなく、実際に還付を受けるときに非常に高い限界消費性向（最大64%）で消費を行う（Souleles 1999）、予期される社会保障税の変化による所得の変動に消費が反応し、また、家計による消費の平準化仮説は否定される（Parker 1999）ことなどが示されている。また、日本においては、Watanabe et al. (2001) が、やはり一時的減税の効果は恒久減税に比べて小さいこと、家計消費は減税の公表ではなく実施の時点で行われる傾向が強いことを示している。また、清水谷（2005）は、家計調査のパネル・データを利用して、90年代の減税の消費刺激効果は一過性で、直後の消費の反動減により打ち消されてしまうことを明らかにしている。

以上は月次データを活用することにより、一時

図表-1 1990年代の所得税制改正の概要

年	改正内容	
1994	定率減税	20% (減税額上限 200万円)
1995	制度減税	(課税所得枠の引き上げ)
	定率減税	15% (減税額上限 5万円)
1996	定率減税	15% (減税額上限 5万円)
1997		
1998	定額減税	(世帯主 3.8万円、他 1.9万円)
1999～	制度減税	(最高税率 50%→37%)
	定率減税	20% (減税額上限 25万円)

図表-2 すべてのサンプルによる推定結果

	推定値	t 値	p値
定数項	1.150	0.857	0.391
減税前の可処分所得	0.698	54.124	0.000
恒久減税	-0.087	-0.814	0.416
一時的減税	0.340	1.368	0.172
自由度調整済R ²	0.6348	DW比	2.86
標準誤差	65.0	F値	1396.4

(99年の定率減税を恒久減税とする場合)

	推定値	t 値	p値
定数項	1.462	1.097	0.273
減税前の可処分所得	0.706	58.398	0.000
恒久減税	-0.127	-1.172	0.241
一時的減税	0.462	1.938	0.053
自由度調整済R ²	0.6353	DW比	2.86
標準誤差	65.0	F値	1399.1

(恒久減税と一時的減税を区別しない場合)

	推定値	t 値	p値
定数項	1.412	1.058	0.290
減税前の可処分所得	0.706	58.352	0.000
恒久減税+一時的減税	-0.076	-0.712	0.477
自由度調整済R ²	0.6345	DW比	2.87
標準誤差	65.1	F値	2090.8

注: 観測値は219サンプルについての1994年～2004年までの2,409組

的減税と恒久減税の効果の相違や、家計消費が所得の増加が期待に織り込まれる時点で反応するのか、あるいは所得が実際に増加する時点で反応するのかなどについての分析が中心である。これらの分析は、家計が1カ月単位で消費を計画していることを前提にしているように思われるが、そのような前提には疑問なしとしない。また、日本の場合には、いずれも家計調査によるため、パネル・データの継続期間がきわめて短い。これらに対し、Hall and Mishkin (1982) は、数年間にわたる家計の収入と消費に関するパネル・データを

利用した分析を行っている。これは所得減税を直接的に取り扱うものではないが、上記と同様に、一時的な所得の変動と恒久的な変動が所得に及ぼす影響の相違を分析して、①消費は一時的な所得変動より恒久的な変動にずっと大きく反応する、②しかし、一時的所得変動に対する消費の変動にも著しいものがある、としている。

本稿では、「消費生活に関するパネル調査」(家計経済研究所)のデータを利用して、90年代に繰り返された所得減税が日本の家計消費にどのような影響を与えたかを、恒久減税と一時的減税を区別した上で、明らかにしようとするものである。

2. 分析方法

(1) データ

まず、消費生活に関するパネル調査から、有配偶で1993年から2004年までの全期間において生活費や預貯金などについて回答があったサンプル(サンプル数219)につき、税引き後の可処分所得を推定し、図表-1に要約される所得税制改正前後の推定税額から減税額をサンプルごとに推定する(詳細については付論参照)。この場合、同図表に制度減税として示される措置によるものを恒久減税とし、定率あるいは定額減税によるものを一時的減税とみなす。ただし、99年から04年まで実施された定率減税は「恒久的な減税」の一部とされていたため、これを一

図表-3 流動性制約のないサンプルによる推定結果

	推定値	t 値	p 値
定数項	3.196	1.672	0.095
減税前の可処分所得	0.607	34.767	0.000
恒久減税	0.089	0.277	0.782
一時的減税	0.419	3.056	0.002
自由度調整済R ²	0.5352	DW比	2.93
標準誤差	65.5	F 値	460.7
(99年の定率減税を恒久減税とする場合)			
	推定値	t 値	p 値
定数項	3.216	1.677	0.094
減税前の可処分所得	0.612	33.988	0.000
恒久減税	0.251	1.007	0.314
一時的減税	0.370	2.962	0.003
自由度調整済R ²	0.5349	DW比	2.93
標準誤差	65.5	F 値	460.3
(恒久減税と一時的減税を区別しない場合)			
	推定値	t 値	p 値
定数項	3.133	1.640	0.101
減税前の可処分所得	0.609	35.142	0.000
恒久減税+一時的減税	0.365	2.933	0.003
自由度調整済R ²	0.5352	DW比	2.93
標準誤差	65.5	F 値	690.7

注: 観察値は109サンプルについての1994年～2004年までの1,199組

時的減税から差し引き、恒久減税に加える場合も考える。なお、所得減税と並行して実施された住民税減税については、減税額の推定が難しいため、分析の対象とはしない。

(2) モデルと推定結果

推定する式は以下のとおりである。

$$\Delta \text{消費} = \alpha + \beta \Delta \text{減税前の可処分所得} + \gamma \Delta \text{恒久減税} + \delta \Delta \text{一時的減税}$$

ここで、消費は毎年9月の「生活費その他の支出」をとり、減税前の可処分所得は「生活費その他の支出」、「貯蓄」および「ローン返済」の合計から減税額（恒久、一時的減税額の合計）を控除して得る。恒久減税および一時的減税は、上記の推定値を月次換算（12+賞与月数で除す）したものである。推定はパネル推定によるが、定数項は共通とした。固定効果モデルの推定も行ったが、結果に大きな相違はなかった。パネル推定にして

は、比較的に大きな決定係数が得られた。

図表-2 に全サンプル（219サンプルに関する94年～04年の合計2,409組）による推定結果を示す。減税以外の要因による可処分所得はきわめて有意な影響を消費支出にもたらすが、減税については、恒久的な部分は有意でないが負の係数が推定され、一時的な部分についても有意でない。このことは99年以降の定率減税を恒久的とみなす場合にも基本的に変わらないが、この場合、一時的な減税の係数は5%をやや超える水準で有意となる。恒久減税と一時的減税を区別せずに合計する場合には、有意でない負の係数を得る。

これらの結果は、恒久的減税が消費支出に影響を与える一方、一時的減税は影響力を持たないとする標準的な恒常所得仮説に反する。このことは、ここでのサンプルの所得水準と90年代の税率変更を伴う制度減税との関係に求められるかもしれない。95年の改正においては課税所得が300万円から3,000万円の範囲で税率階層の上限が引き上げられたが、99年の改正においては課税所得が

図表-4 流動性制約のあるサンプルによる推定結果

	推定値	t 値	p値
定数項	-0.775	-0.331	0.741
減税前の可処分所得	0.788	39.900	0.000
恒久減税	-1.014	-5.985	0.000
一時的減税	-0.722	-1.708	0.088
自由度調整済R ²	0.7294	DW比	2.81
標準誤差	62.4	F値	652.4

(99年の定率減税を恒久減税とする場合)

	推定値	t 値	p値
定数項	-0.562	-0.241	0.810
減税前の可処分所得	0.793	42.551	0.000
恒久減税	-1.021	-5.996	0.000
一時的減税	-0.849	-2.015	0.044
自由度調整済R ²	0.7293	DW比	2.80
標準誤差	62.4	F値	651.9

(恒久減税と一時的減税を区別しない場合)

	推定値	t 値	p値
定数項	-0.565	-0.243	0.808
減税前の可処分所得	0.793	42.587	0.000
恒久減税+一時的減税	-1.014	-5.986	0.000
自由度調整済R ²	0.7296	DW比	2.81
標準誤差	62.4	F値	978.9

注: 観察値は66サンプルについての1994年~2004年までの726組

1,800万円を超える部分のみに税率の引き下げがあった。したがって、サンプルのほとんどは99年の改正とは無縁であり、恒久的減税とは実質的に95年改正のみであった。しかし、95年は阪神・淡路大震災や急激な円高からの心理的影響もあって、国内家計最終消費支出が伸び悩んだ年でもあり、減税の効果がとらえられなかった可能性がある。いずれにしても、これらの推定結果は、90年代の所得税減税が明瞭な消費刺激効果を持ったとはいえないことを示している。

3. 流動性制約と減税の効果

次に流動性制約が消費支出と減税の関係にどのような影響を持つか検討する。このため、Parker (1999) におけると同様の方法で、預貯金残高が3カ月分の消費支出に満たないサンプルを流動性制約下にあるものとみなし、また、6カ月分の消費支出を上回る預金残高を有するサンプル(109サンプル)については流動性制約を受けないもの

とみなし、それぞれのグループについて推定を行った。

図表-3は流動性制約に直面していないと考えられるサンプルについての推定結果である。このグループについては、恒久減税が有意な影響を持たなかったことが示される。減税以外の要因による可処分所得の動きの影響は第1の説明変数でコントロールされているため、0に近い恒久減税の係数は減税額がほとんど貯蓄され、消費には回らなかったことを意味し、リカードの中立命題に沿った消費行動を示唆する。リカードの中立命題が成立するためには流動性制約がないことが前提とされるが、ここでの流動性制約の設定の仕方が適切であれば、このグループの恒久減税に対する対応は同命題と整合的である。これに対し、一時的減税は有意な消費促進効果を持ったことが示され、一時的減税にはケインジアン消費理論に基づく反応がみられることになる。一時的減税額の40%程度が消費に支出されるという推定結果は、アメリカにおける結果と大きく異なるとはいえない

い。しかし、恒久減税の影響がほとんどなく、一時的減税の影響が正であるという結果はアメリカにおける結果とは大きく異なる。流動性制約に直面しないグループの以上のような消費行動は、恒久減税に対して長期の財政制約への考慮からリカーディアン的対応をとるのに対し、一過性の減税に対しては、これを相殺する将来の増税を想定する必要がないと考えて対応する結果であると解釈できるかもしれない。

図表-4は流動性制約下のサンプルについての推定結果を示す。すなわち、減税が将来の増税を予測させるために消費を削減して貯蓄に回すという行動である。とくに恒久減税と減税額の合計の係数は-1.0にきわめて近く、しかも有意である。また、一時的減税の係数も-1.0にかなり近く、99年の定率減税を除く場合には、5%水準で優位となる。このような反応は、明らかに過剰であり、解釈が困難である。サンプル数が少ないか、あるいは特異なサンプルを含むためかもしれない。

4. 結語

恒久的減税と一時的減税を区別して家計の消費への影響をパネル推定により分析した以上の結果においては、データが完全な全サンプルを対象とした推定では、減税のタイプにかかわらず消費支出に対して明瞭な正の影響を持ったとの結果は得られなかった。ただし、一時的減税が消費に対してある程度の影響を与えたことを否定することもできなかった。

流動性制約下にあると考えられるサンプルのグループに関する推定では、政府の予算制約の消費者による過剰な考慮というパズリングな結果が得られた。一方、流動性制約がないと考えられるグループでの推定では、恒久減税に対するリカーディアン的な反応と一時的減税に対するケインジアン的な反応という、一見して矛盾する行動が観察される。

90年代においては、デフレーションを伴う長期不況に対する緊急避難的措置として特別減税という形の一次的減税が繰り返された。財政収支の悪化を背景に、特別減税が実施されるたびにその一

時的性格が強調された。標準的な消費理論において一過性の所得の変動の影響は恒久的なそれらに比べて小さいとされ、アメリカなどにおける実証結果もこれをおおむね支持していたことから、減税の一次的性格を強調することは、政策の目的を阻害することにもなりかねないとの批判もあった。本稿の結果は、なお不十分な証拠にとどまるものであるが、90年代の所得税制改正が、少なくとも家計消費支出を「変動させる」ことにおいては、一定の成功を取めたということを示唆しているように思われる。

付論 所得減税額の推定方法

「生活費その他の支出」、「貯蓄」および「ローン返済」の合計を各年9月の可処分所得とし、賞与分を含む年額換算する(12+賞与月数を乗ずる)。たとえば95年の改正以前には、課税所得の300万円までの部分には10%、次の600万円までに20%、さらに次の1,000万円までに30%の税率が適用されたので、課税所得が600万~1,000万円の場合の税額は、

$$[\text{税引き後所得} - (\text{扶養控除等} + 600) \times 0.3 + (600 - 300) \times 0.2 + 300 \times 0.1] \div (1 - 0.3)$$

と計算される。なお、扶養控除等は家族員数×38万円とした。

95年の改正後には、課税所得の330万円までの部分には10%、次の900万円まで20%、1,800万円まで30%の税率が適用されたので、課税所得が900万~1,800万円の場合の税額は、

$$[\text{税引き後所得} - (\text{扶養控除等} + 900) \times 0.3 + (900 - 330) \times 0.2 + 330 \times 0.1] \div (1 - 0.3)$$

と計算できる。制度減税による減税額は、改正前税額から改正後の税額を差し引いて得られる。また、定率減税は、このようにして計算される税額の一定割合とする(ただし上限で打ち切り)ことによって得られる。

†この論文は財団法人家計経済研究所の調査研究プロジェクト「消費行動の変化に関する研究」の成果の一部である。

文献

- 清水谷論, 2005, 「従来型の景気刺激策は効果もあったか」, 『期待と不確実性の経済学』日本経済新聞社, 123-157.
- Blinder, Alan S., 1981, "Temporary Income Taxes and Consumer Spending," *Journal of Political Economy*, 89: 26-53.
- Hall, Robert E., and Frederic S. Mishkin, 1982, "The Sensitivity of Consumption to Transitory Income: Estimates from Panel Data on Households," *Econometrica*, 50: 461-482.
- Parker, Jonathan A., 1999, "The Reaction of Household Consumption to Predictable Changes in Social Security Taxes," *The American Economic Review*, 89: 959-973.
- Poterba, James E., 1988, "Are Consumers Forward Looking? Evidence from Fiscal Experiments," *The American Economic Review*, 78: 413-418.
- Shapiro, Matthew D., and Joel Slemrod, 1995, "Consumer Response to the Timing of Income: Evidence from a Change in Tax Withholding," *The American Economic Review*, 85: 274-283.
- , 2003, "Consumer Response to Tax Rebates," *The American Economic Review*, 93: 381-396.
- Souleles, Nicholas S., 1999, "The Response of Household Consumption to Income Tax Refunds," *The American Economic Review*, 89: 947-958.
- Watanabe, Katsunori, Takayuki Watanabe and Tsutomu Watanabe, 2001, "Tax Policy and Consumer Spending: Evidence from Japanese Fiscal Experiments," *Journal of International Economics*, 53: 261-281.

なかむら・よういち 法政大学工学部教授。主な著書に『SNA統計入門』（日本経済新聞社，1999）。応用マクロ経済学、国民経済計算論専攻。
(yoichin@hosei.ac.jp)